

津波防災地域づくりに関する施策一覧

○支援事業

H30.6現在

目的	施策例	事業名	交付金(※1) 社 防	補助率(※2)	本省 担当窓口	対象者	通し番号
【災害情報の提供】 災害時の情報伝達の充実	防災情報提供施設の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	1
	津波に関する観測施設の設備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	2
	ハザードマップの作成	都市防災総合推進事業		国 1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	3
【防災拠点の整備】 災害時の活動拠点の 整備・充実	防災公園の整備 (災害対策用ヘリポート含む)	都市公園事業	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	5
	地区公共施設整備 (公園、緑地等)	都市防災総合推進事業		国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	6
	防災拠点の整備 (防災センター等)	住宅市街地総合整備事業	○	国 1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住 宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市 再生機構、地方住宅供給公社、民 間事業者	7
	防災拠点の整備 (防災センター等)	都市防災総合推進事業		国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	8
	防災拠点の整備 (防災センター等)	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	9
	防災拠点の整備 (防災センター等)	津波防災拠点整備事業		国 1/2	都市局 市街地整備課	地方公共団体	10
【避難地・避難路等の整備】 災害時の住民避難場所の 整備・充実	拠点施設の耐震化等	都市再生整備計画事業	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	11
	避難地の整備 (防災公園等)	都市公園事業	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	12
	避難地の整備 (防災公園等)	都市防災総合推進事業		国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	13
	地区公共施設整備 (避難地、避難路等) 防災関連施設整備 (備蓄倉庫、耐震性貯水槽)	住宅市街地総合整備事業	○	国 1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住 宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市 再生機構、地方住宅供給公社、民 間事業者	14
	避難所(避難施設)の整備	都市防災総合推進事業		国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	15
	避難所(避難施設)の整備	市街地再開発事業	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構 等、民間事業者等	16
	津波避難施設、 防災関連施設の整備	住宅地区改良事業	○	国 2/3	住宅局 住宅総合整備課 住環境 整備室	地方公共団体	17
		小規模住宅地区改良事業	○	国 1/2	住宅局 住宅総合整備課 住環境 整備室	地方公共団体	18
		都市防災総合推進事業		国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	19
		港湾改修事業	○	国 1/3	港湾局 計画課	地方公共団体及び港湾局	20
	避難空間、避難路の整備	都市再生整備計画事業	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	21
	避難空間、避難路の整備	都市防災総合推進事業		国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	22
	避難空間、避難路の整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	23
	避難空間、避難路の整備	都市再生整備計画事業	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	24
	避難空間、避難路の整備	都市防災総合推進事業		国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	25
	備蓄倉庫の整備	都市公園事業	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	26
	備蓄倉庫の整備	防災緑地緊急整備事業	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	27
	備蓄倉庫の整備	市街地再開発事業	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構 等、民間事業者等	28
備蓄倉庫の整備	都市再生整備計画事業	○	国 4/10	都市局 市街地整備課	市町村又は協議会	29	
備蓄倉庫の整備	都市防災総合推進事業		国 1/2(施設)	都市局 都市安全課	地方公共団体	30	
貯水槽(耐震貯水槽)の整備	都市公園事業	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	31	
貯水槽(耐震貯水槽)の整備	防災緑地緊急整備事業	○	国 1/3(用地) 国 1/2(施設)	都市局 公園緑地・景観課	地方公共団体	32	
貯水槽(耐震貯水槽)の整備	市街地再開発事業	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構 等、民間事業者等	33	
【インフラの整備・耐震化】 減災・災害時のルートの確保	海岸保全施設	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	34
	海岸保全施設	高潮対策事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	35
	海岸保全施設	海岸耐震対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	36
	海岸保全施設	海岸堤防老朽化対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	37
	港湾施設 (耐震強化岸壁等)の整備	港湾改修事業	○	国 5/10	港湾局 計画課	地方公共団体及び港湾局	38
	河川管理施設	地震・高潮対策河川事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 治水課	河川管理者	39
	津波防護施設	津波防護施設整備事業(※3)	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室	都道府県又は津波防護施設管理 者	40
	管路施設(下水道)の耐震化	下水道総合地震対策事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課	地方公共団体	41
水門等の自動化	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	42	
漂流物防止施設整備	津波・高潮危機管理対策緊急事業	○	国 1/2	水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸防災課	海岸管理者	43	
【建築物の耐震化】 災害時の拠点の確保、 人的被害の低減	公営住宅の耐震化等	公営住宅ストック総合改善事業	○	国 1/2	住宅局 住宅総合整備課	地方公共団体、民間事業者	44
	住宅・建築物の耐震改修等	住宅・建築物安全ストック形成事業	○	国 11.5%	住宅局 市街地建築課 市街地住 宅整備室	地方公共団体	45
	改良住宅の耐震化等	改良住宅ストック総合改善事業	○	国 1/2	住宅局 住宅総合整備課 住環境 整備室	地方公共団体	46
【復旧・復興対策】 事前復興準備	土地区画整理	都市再生区画整理事業	○	国 1/2.1/3	都市局 市街地整備課	都道府県、市町村、都市再生機構 等、民間事業者等	47
	市街地再開発	市街地再開発事業	○	国 1/3	都市局 市街地整備課 住宅局 市街地建築課	都道府県、市町村、都市再生機構 等、民間事業者等	48
	集団移転	防災集団移転促進事業		災害(補助)	国 3/4	都市局 都市安全課	地方公共団体
【防災訓練・教育等】 日頃からの防災力の向上	地元住民協議会が行う、ワーク ショップ・イベント・勉強会の開 催等	都市防災総合推進事業		国 1/3	都市局 都市安全課	地方公共団体	50
	地元住民協議会が行う、ワーク ショップ・イベント・勉強会の開 催等	住宅市街地総合整備事業	○	国 1/2.1/3	住宅局 市街地建築課 市街地住 宅整備室	地方公共団体、独立行政法人都市 再生機構、地方住宅供給公社、民 間事業者	51

(※1) 交付金については社会資本整備総合交付金事業、防は防災・安全交付金事業

(※2) 補助率については、地域により変化するが代表的なものを示している。

(※3) 津波防護施設については、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定している「推進計画」への位置付けが必要。

○特別措置

目的	施策例	名称	内容	本省 担当窓口	対象者	通し番号
【避難地・避難路等の整備】 災害時の住民避難場所の整 備・充実	避難所及び避難場所の整備促 進	津波からの避難に資する建築物の容 積率の特例(※4)	津波避難建築物の容積率 規制の緩和	住宅局 市街地建築課	民間事業者	52
	津波避難施設に係る特別措置	固定資産税の減免	固定資産税の減免	水管理・国土保全局 水防企画室	民間事業者	53
【インフラの整備・耐震化】 減災・災害時のルートの確保	港湾施設等(護岸、防潮堤、胸 壁、津波避難施設)	津波対策に資する港湾施設等に係 る特別措置(※4)	固定資産税の減免	港湾局 海岸防災課	民間事業者	54
	住宅等移転	津波防災住宅等建設区制度(※4)	津波災害の防止措置を講 じられた又は講じられる土 地への申出換地の特例	都市局 市街地整備課	住宅及び公益的施設の宅地の所有 者	55

(※4) 津波防災地域づくりに関する法律に規定している「推進計画」への位置付けが必要。